

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
48	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杵築市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大分県杵築市長

## 公表日

令和7年1月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
②事務の概要	地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の求めを行う寄附者からの申請を受け付け、当該寄附者の住所地の市区町村に対し、その情報を通知する。
③システムの名称	e-NINSHO、motiONE、IAM、ふるさと納税do
2. 特定個人情報ファイル名	
申告特例申請情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表の24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	-
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	商工観光課
②所属長の役職名	商工観光課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1 TEL 0978-62-1801
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	商工観光課 〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1 TEL 0978-62-1808
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。 また、ワンストップ事務では、個人番号及び本人情報の記載がある申請書等の保管や破棄等の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、複数人の確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [    十分に行っている    ]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
[    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[ 9) 従業者に対する教育・啓発 ]</div> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [    十分である    ]
判断の根拠	次の事務取扱者への教育研修を行っている。 ・事務取扱者への研修 ・特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象者人数	令和2年10月1日時点	令和3年10月1日時点		
令和3年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年10月1日時点	令和3年10月1日時点		
令和4年10月1日	I 関連情報 ③システムの名称	マイナンバー管理システム	さとふるオンライン申請(e-NINSHO)、 motiONE、IAM		
令和4年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年10月1日時点	令和4年10月1日時点		
令和4年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年10月1日時点	令和4年10月1日時点		
令和4年10月1日	Ⅳリスク対策 8. 監査	[ ]外部監査	[○]外部監査		
令和5年11月15日	I 関連情報 ③システムの名称	さとふるオンライン申請(e-NINSHO)、 motiONE、IAM	e-NINSHO、motiONE、IAM		
令和5年11月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象者人数	令和4年10月1日時点	令和5年10月1日時点		
令和5年11月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年10月1日時点	令和5年10月1日時点		
令和5年11月15日	Ⅳリスク対策 8. 監査	[○]外部監査	[ ]外部監査		
令和6年9月1日	I 関連情報 ③システムの名称	e-NINSHO、motiONE、IAM	e-NINSHO、motiONE、IAM、ふるさと納税do	事後	
令和7年1月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号)第9条第1項及び別表第一の16の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府、総務省令第5号)第16条	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号)第9条第1項及び別表の24の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、 総務省令第5号)第16条	事後	
令和7年1月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象者人数 いつ時点の集計か	令和5年10月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年1月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の集計か	令和5年10月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	IVリスク対策 8人手を介在させる作業	—	<p>対家者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。</p> <p>また、ワンストップ事務では、個人番号及び本人情報の記載がある申請書等の保管や破棄等の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、複数人の確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p>	事後	
令和7年1月27日	IVリスク対策11最も優先度が高いと考えられる対策	—	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和7年1月27日	IVリスク対策11最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か	—	[ 十分である ]	事後	
令和7年1月27日	IVリスク対策11最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	<p>次の事務取扱者への教育研修を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務取扱者への研修</li> <li>・特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修</li> </ul>	事後	
令和7年1月27日	I 関連情報 9規則第9条第2項の適用	—	新様式による追加	事後	